

## 国土交通省告示第1469号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百二十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次の通り告示する。

平成18年12月11日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道10号改築工事（門川日向拡幅・宮崎県日向市大字財光寺字杵場地内から同市大字財光寺字長江地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮崎県日向市大字財光寺字杵場、字杵場下及び字長江地内
- 2 使用の部分 宮崎県日向市大字財光寺字杵場、字杵場下及び字長江地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県日向市新生町一丁目地内から同市大字財光寺字長江地内までの延長678mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道10号改築工事（門川日向拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると

認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道10号（以下「本路線」という。）は、福岡県北九州市門司区を起点とし、大分県大分市、宮崎県延岡市、日向市、宮崎市、都城市等を経由して鹿児島県鹿児島市に至る延長約446.1kmの九州東部を縦走する主要幹線道路である。

本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、主に日向市の中心市街地である路線商業地域を通過し、国道327号交差点をはじめ県道、市道との交差点を多く有しているにもかかわらず、2車線の道路であることから、朝夕の通勤時間帯をはじめとして、通過交通や沿道施設の利用を目的とした地域内交通が多く、交通混雑等の問題を生じており、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。

平成17年度道路交通センサスによると、宮崎県日向市大字財光寺1122地点の自動車交通量は16,227台/12h、混雑度は1.40となっており、平成15年11月19日に起業者が実施した調査によると、朝夕の通勤ラッシュ時には、現道内の新生町交差点において、延岡市方面に向けて最大810m、宮崎市方面に向けて最大1,150mの渋滞が発生している。また、平成17年7月22日に宮崎県交通渋滞対策協議会が策定した「宮崎県の新たな渋滞対策計画の策定」において、新生町交差点が主要渋滞ポイントに指定されている。

本件事業の完成により、現道は4車線に拡幅され、本件区間における交通混雑の緩和が図られること等から、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年3月に環境影響評価を任意で実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値が予測されたが、低騒音舗装の施工により環境基準を満足するものと評価されており、当該評価結果を踏まえて、起業者は低騒音舗装の施工をすることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、2車線の現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和38年8月2日に都市計画決定され、昭和52年1月18日及び平成8年10月17日に都市計画変更決定されており、事業計画の内容は変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道において交通混雑が発生しており、できるだけ早期にその緩和を図る必要があると認められる。

また、現道沿道周辺の自治体の長及び議会議長からなる一般国道10号整備促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県日向市役所